

◎児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例改正に伴うパブリック・コメント手続の実施について

1. 意見募集の趣旨

国の基準省令の改正に伴い、本市条例を改正する必要性が生じたため、パブリック・コメント手続を行います。

2. 公布された省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第32号、令和元年7月31日公布、同日施行）（以下「改正省令」といいます。）

3. 「改正省令」で改正された国の基準省令と対応する条例

国の基準省令	条 例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例（平成24年横須賀市条例第60号）

4. 国の基準省令の改正概要

（1）改正の趣旨及び内容

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが除かれることとなった。一方で、保育園の用に供する建築物については、3階建てで延べ面積が200㎡未満のものであっても、保育室等を3階に設ける建物についてこれまでと同様に耐火建築物でなければならないこととなるよう所要の改正を行うものです。

5. 条例改正に関するパブリック・コメント手続の実施について

（1）改正（案）の概要

国の基準省令のとおり条例改正を行います。

（2）今後の予定

10月7日～31日 パブリック・コメント手続の意見募集
12月 市議会に議案を提出